なお、特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、次により新たに競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

①　当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができる。

②　①にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。

③　①から②までの申請期限は、平成25年５月30日12時00分までとする。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む）において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑾　総合評価方式に係る施工計画　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）に関する技術提案が適切であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないとして失格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

・企業の高度な技術力（ＶＥ提案）を評価する。

・施工体制評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）を評価する。

⑵　ＶＥ提案の審査　ＶＥ提案の審査の考査項目は、入札説明書による。

⑶　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸　総合評価の方法

①　基礎点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

②　加算点　技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。

なお、加算点の最高点は入札説明書による。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①、②及び③により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑹　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

⑺　落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、ＶＥ提案の場合はＶＥ提案による施工計画及び価格をもって入札した者で、次の①から③の要件に該当する者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

③　提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）

⑻　本工事は技術資料のヒアリングを行う対象工事である。

⑼　評価内容の担保　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、工事成績評価点を減じる措置を行う。

⑽　その他の詳細については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号（那覇第２地方合同庁舎２号館）沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係　電話098―866―0031（代表）（内線）2526、2527

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成25年２月14日から平成25年６月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで、ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成25年２月15日から平成25年３月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成25年２月15日から平成25年３月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時15分まで、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。必着）すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。（ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。）

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年６月４日12時00分。

②　紙により持参の場合は、平成25年６月４日12時00分。上記４⑴に持参すること。

③　開札は、平成25年６月７日13時30分。沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成25年４月30日から平成25年６月４日まで（利付国債の提供の場合は平成25年５月21日まで）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。

②　提出場所：上記４⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。